

## 第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務

### 企画提案仕様書

#### 1 業務名

第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務

#### 2 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条及び、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

なお、本計画は、「第 6 次綾部市総合計画後期基本計画」及び「第 5 次綾部市地域福祉計画」との整合性に留意して策定するものとする。

#### 3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

#### 4 委託業務内容

主な委託業務は、次のとおりとする。ただし、この他必要と認められる事項については、委託者と受託者とが協議するものとする。

##### (1) 情報収集及び情報提供

国及び府の障害福祉制度や関係施策の動向把握と課題について、情報収集及び情報提供を行うこと。また、必要に応じ先進事例の情報収集を行い、情報提供を行うこと。

##### (2) 現行計画関連施策の検証及び次期計画における施策提案

- ① 第 7 期綾部市障害福祉計画及び第 3 期綾部市障害児福祉計画の進捗状況等の現状把握を行うとともに、市が令和元年度に実施した「綾部市障害者計画等見直しに係るアンケート調査」の集計結果や自立支援協議会委員等から意見聴取した「計画策定に係るご意見等記載用紙」、国が定める指針等をふまえ、現行の障害福祉施策の検証及び課題事項の整理を行う。
- ② 「綾部市障害者計画等見直しに係るアンケート調査」の結果等から読み取れる障害種別ごとの課題、ニーズや現行計画期間中の施策の実績、課題をふまえ、

次期計画における施策への提案を行う。

- ③ 計画期間における障害（児）福祉サービスの利用者数、見込量等の推計を行う。

### （３）計画案策定

各種分析結果、推計等に基づき、府、市の各種関係計画との整合性を図り、第８期綾部市障害福祉計画案及び第４期綾部市障害児福祉計画案を策定する。

### （４）パブリックコメント支援

ホームページ掲載原稿の作成及び寄せられた意見の整理、集約等、必要な支援を行う。

### （５）会議開催等支援

計画策定に係る綾部市障害者地域自立支援協議会（策定委員会含む）における資料作成並びに会議への出席（３回程度）及び議事録の作成等、会議開催に係る業務の支援を行う。

## ５ 成果品とりまとめ

### < 成果品 >

- ① 計画書 A4 判、本文 30 項、単色.上質紙（表紙） 200 部
- ② 上記計画書等原稿、各種作成電子データ 1 式
- ③ 議事録電子データ及び紙媒体 各 1 部

## ６ その他留意事項

- （１）受託者は、本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とすること。また計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、委託者の確認を受けること。
- （２）受託者選定後、委託者と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うものとする。
- （３）本業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- （４）受託者は、個人情報保護に関する法令及び綾部市個人情報保護条例、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- （５）本業務で得られた成果品、使用した資料等に係るすべての権利については、全て委託者に帰属するものとする。

- (6) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
  
- (7) 本基本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。